

保険証切り替えのお知らせ

令和5年8月1日から新しい保険証に切り替わります。(有効期限は令和6年7月31日)

国民健康保険証

新しい保険証は、役場から7月中に世帯主様あてに郵送します。

※【国民健康保険限度額適用認定証】および【国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証】については、引き続き必要とされる方のみ窓口で手続きを行ってください。

福井県国民健康保険被保険者証	有効期限 令和 6 年 7 月 3 1 日
	記号 井み 番号 000-00000 (枝番) 00
	発効期日 年 月 日
氏名 南越前町 太郎	性別 男
生年月日 昭和38年 1月 1日	
住所 南越前町 東見本 1番地	
世帯主氏名 南越前町 太郎	
運用開始年月日 昭和38年 1月 1日	
交付年月日 令和5年 8月 1日	
保険者番号 1180784	交付者名 南越前町

(新) アイ色

後期高齢者医療保険証

新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月中に世帯ごとに郵送されます。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限 令和 6 年 7 月 3 1 日
被保険者番号 11111111	
住所 福井市西開地4丁目20番1	
氏名 南越前町 太郎	性別 男
一部負担金の割合	
生年月日 昭和38年 7月 7日	
資格取得年月日 平成20年 4月 1日	
効期日 令和5年 8月 1日	
交付年月日 令和5年 8月 1日	
保険者番号 391182019	福井県後期高齢者医療広域連合

(新) 緑色

※8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。(保険証は一人に1枚発行されます。)

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

〔児童扶養手当〕

児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立のために、その児童の父母、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは父母が政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。※所得制限あり。

《現況届のお知らせ》
手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届を提出しないと11月以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、受給権が消滅してまいります。

【受付期間】8月1日(火)～8月31日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)
※8月10日(木)は、町民税務課のみ
午後7時まで受け付けます。

【受付場所】町民税務課または今庄・河野事務所

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

〔特別児童扶養手当〕

特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母もしくは、父母に代わって児童を養育している方に支給されます。※所得制限あり。

《所得状況届のお知らせ》
手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年、所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届を提出しないと8月以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、受給権が消滅してまいります。

【受付期間】8月10日(木)～9月11日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)
※8月10日(木)は、町民税務課のみ
午後7時まで受け付けます。

【受付場所】町民税務課または今庄・河野事務所

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

金婚を迎えるご夫婦は、ご申請ください

今年金婚をお迎えのご夫婦に、町からお祝いをさせていただきます。希望される方は、事前にご申請ください。記念品は9月にお渡しする予定です。

対象者 昭和48年1月1日から12月31日までに婚姻届を提出し、今年満50年を迎えるご夫婦

申請期限 8月17日(木)

■申請・問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007 今庄事務所 ☎0778-45-1111 河野事務所 ☎0778-48-2111

成人歯科健康診査についてお詫びと訂正

成人歯科健康診査の対象となる方に、6月下旬ごろに町より受診券(ハガキ)をお送りしましたが、歯科医院の電話番号に一部誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

・あさざわ歯科医院 (誤) 45-0138 → (正) 23-0821 ・水谷歯科医院 (誤) 24-2570 → (正) 24-3570

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007